

2022.02.01

## PL レポート(製品安全) <2021 No.6>

■PL レポートは隔月で国内外の製品安全、PL リスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。今年度は、4回にわたって近年の品質不正事例に関する検討をしていきます。

### 国内のトピックス

#### ○経済産業省が「令和3年度製品安全対策優良企業表彰(PSアワード2021)」の受賞企業を発表 (2021年11月18日 経済産業省)

経済産業省は、11月18日、「令和3年度製品安全対策優良企業表彰(PSアワード2021)」の受賞企業を発表しました。本表彰は、経済産業省が製品安全に積極的に取り組んでいる企業から広く公募し、製品安全の先進的な取組を讃えることで、事業活動や消費生活において製品安全が重要な価値として定着し、社会全体で製品の安全が守られることを目的として毎年行っている表彰制度で、本年で15回を迎えます。

今年度の受賞企業・団体は以下のとおりです。

- (1) 経済産業大臣賞
  - 【大企業 小売販売事業者部門】  
株式会社ベネッセコーポレーション
  - 【中小企業 製造事業者・輸入事業者部門】  
徳武産業株式会社
  - 【中小企業 小売販売事業者部門】  
株式会社カイノ電器
- (2) 技術総括・保安審議官賞
  - 【中小企業 製造事業者・輸入事業者部門】  
株式会社近澤製紙所
  - 【中小企業 製造事業者・輸入事業者部門】  
株式会社アテックス
- (3) 優良賞(審査委員会賞)
  - 【大企業 製造事業者・輸入事業者部門】  
AGCテクノグラス株式会社
  - 【中小企業 製造事業者・輸入事業者部門】  
サクラパックス株式会社
- (4) 特別賞(審査委員会賞)
  - 【ネットモール運営事業者部門】  
アマゾンジャパン合同会社

本表彰制度は経済産業省の HP 上でも掲載され、これまで表彰された事業者の取組事例と受賞のポイントが公開されています。これらの事例は、以下の観点から参考になるものといえます。

- ・ 自社の製品安全に係る取組を評価するうえでメルクマールになる
- ・ 製品安全実現のための課題に直面し、それを乗り越えた過程が示されている
- ・ 複数回受賞している企業においては、製品安全管理態勢の強化の過程を確認することができる

事業者においては、これらの事例を参考に、自社の製品安全管理態勢の見直し・強化等を図っていくことが望まれます。

出所：経済産業省 製品安全対策優良企業表彰ホームページ

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/ps-award/](https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/)

### ○スキンケアクリーム製造事業者が SNS 等で拡散された誤使用情報に注意喚起

(2021 年 12 月 3 日 同社公式 Twitter)

12 月 3 日、スキンケアクリームの製造事業者が、同社製品に他社製品を混ぜて使用するとしみが消える、などの WEB 上での他社の広告等に対して、同社の公式 Twitter アカウントを通じ、「他の製品を混ぜると、同社のスキンケアクリーム本来の特長や成分の働きが損なわれてしまう可能性がある。」と説明し、「同社のスキンケアクリームを、他の製品と混ぜて使わないでください。」また、「同社は同 WEB 広告等の内容に一切関与していない。」として注意喚起をしました。

近年、使用者が便利と感じた情報はすぐに SNS などで拡散される傾向があり、製造事業者が知らぬ間に製造事業者の意図しない使用方法（誤使用）の情報が拡散し、最悪の場合事故に至ることも考えられます。

製造事業者においては、定期的に自社製品の市場での取り扱いの実態に注意し、WEB 上の SNS や口コミ等の情報を評価するとともに、評価結果に応じた自社製品（取扱説明書を含む）への反映・改善や、自社の公式 SNS やホームページ、販売時の店頭等での正しい使用方法の指示及び注意喚起等を行うことが、より重要になっていくものといえます。

SNS や口コミで誤使用情報が拡散された場合に事業者がプレス発表で対応した例

| 製品  | プレス時期      | 意図しない使用（誤使用）内容                                                                                | 事業者の対応                                                     |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 剥離剤 | 2015 年 6 月 | 糊付けされた紙やシールなどをはがす際に使用する剥離剤が、大手通販サイトの口コミに「かけると一瞬でゴキブリがカラッとなって死にます。」「使用後はすぐ乾くので汚れない。」などで話題になった。 | 本製品は揮発し、引火性があること、有害性もあることから、使用時の危険性を説明し、目的外使用をしないよう注意喚起した。 |

| 製品  | プレス時期      | 意図しない使用（誤使用）内容                                                                                                                                                                                   | 事業者の対応                                                                                                       |
|-----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 殺虫剤 | 2021 年 5 月 | 「1 噴射で〇〇時間蚊がいなくなる。」などの効果をうたった殺虫剤が、大手通販サイトの口コミや Twitter で「効果がありすぎて使用者が驚く。」「蚊どころかハエもハチも 1 分後ぐらいにもがき苦しんで死にます。」「ゴキブリに 10 プッシュ、スズメバチに 8 プッシュほど噴射すると死んだ。」などで話題になった。一方「部屋で使ったら金魚やメダカなどが死んだ。」といった報告もあった。 | 同社は「人体に害はない。」「ペット類、飼料、植物などや皮膚、飲食物、食器、おもちゃなどにかからないようにする。観賞魚などの水槽のある部屋では使用しない。」等の使用方法を説明し、蚊以外への使用は控えるよう注意喚起した。 |

※各社プレス発表の内容をMS & AD インターリスク総研(株)が編集

## 国外のトピックス

### ○豪州競争消費者委員会が製品安全誓約のアニヴァーサリーレポートを公開

(2021 年 11 月 19 日、豪州競争消費者委員会)

豪州競争消費者委員会 (ACCC) は 11 月 19 日、製品安全誓約に関する初めてのアニヴァーサリーレポート（以下、本レポート）を公開しました。

製品安全誓約は、ネットショッピングの拡大に伴って、ネットモール等で販売される製品の安全性を確保し消費者を製品安全に係わるリスクから保護することを目的に、2020 年 11 月に開始され、現在 5 つの EC プラットフォーム運営企業が当該誓約に署名を行っています。

当該誓約に署名した企業は、製品安全に関連する 12 項目のアクションを実施し、それを総括した 3 つの KPI に関するパフォーマンスを年次報告するとしています。

今回公開された本レポートでは、この KPI について以下のとおり活動状況等をまとめています。

#### KPI 1 情報に基づいて迅速に対応できること

この KPI は、本誓約の署名企業が、ネットモール等で販売される製品の安全性を確保するために様々な情報に基づいて迅速に対応することを要求しています。

定量的指標としては、以下を報告する必要があります。

- 1) Product Safety Australia のウェブサイトなどさまざまな情報源を調査し、2 営業日以内に署名企業の販売サイトから削除された製品の割合
- 2) 規制当局による削除リクエストの結果として、2 営業日以内に削除された製品の割合

本レポートでは、上記それぞれにつき対象製品の 92.4%、96.6%が販売サイトから削除されたとしており、一部削除が遅れたものの、課題は迅速に特定され対策が講じられたと評価しています。

また、定性的指標としては、以下の例などが挙げられています。

- ・ Product Safety Australia のウェブサイトの活用によるリコール対象製品の削除
- ・ 規制当局との直接協議
- ・ 消費者の苦情など市場情報の評価

**KPI 2** 販売者と消費者に製品安全に関する情報を提供し、安全で信頼できるビジネスを行うこと

この KPI は、署名企業に対し、製品安全に関連する法令やガイドライン等の情報を販売者に提供することで販売者の法令遵守を促進させること、製品のリコールや安全でない製品の是正処置等の情報を消費者に提供することを要求しており、これらの方策について報告するよう求められます。

本レポートでは、販売者の法令遵守を促進するために、署名企業が以下のような取組を行っているとしています。

- ・ 販売者との契約における製品安全確保の取り決め
- ・ 法令に違反した製品に対する販売者への警告や販売サイトへの掲載の停止
- ・ 規制当局の情報やコンプライアンスガイドを含む専用ポータルの設定

また、署名企業による消費者への情報提供と支援については、以下のような施策が行われているとしています。

- ・ リコールされた製品や安全でない製品の購入者に対して適切な処置を行うよう、販売者へ指示する
- ・ 上記購入者に対処し問題の解決を図ったかについて、販売者をフォローアップする仕組みを構築する
- ・ 署名企業からも消費者へリコールについての情報を発出する

**KPI 3** プロアクティブで革新的な製品安全の強化戦略を提供すること

この KPI は、安全でない製品の販売サイトへの掲載の予防、同サイトからの検出および除去と、販売者による法令違反の抑止という 4 つの観点での活動、および技術革新などにより製品安全を確保するプロセス、特に安全でない製品の検出と除去をいかに改善するかについての報告が求められます。

上記の前者（4 つの観点）の活動として、署名企業における次のような活動が紹介されている。

- ・ アカウント登録時に安全性が疑われる製品をブロックする（予防の例）
- ・ セキュリティチームにより日常的チェックを行う（検出の例）
- ・ 安全でない可能性のある製品を販売サイトから迅速に削除することのできるシステムを導入する（除去の例）
- ・ 機械学習を用いて再犯者を特定する（抑止の例）

また、後者（技術革新などによる安全確保のプロセス）の取組としては、以下のような事例が挙げられています。

- ・ 人工知能を用いて規制違反の製品を検出する
- ・ 署名企業が運営するサイトへの掲載前に当該製品の規制要件を確認する
- ・ 革新的な製品安全ソリューションを探索するための専門スタッフを設置する

ACCC は、署名企業によって実施された方策は当局の意図をくんだ効果的なものであり、いくつかはまだ始まったばかりではあるものの、ネットビジネスを通じた製品の安全対策がさらに強化されるよう今後も期待しているとして本レポートを締めくくっています。

日本においても、各ネットモール事業者において製品の安全性を向上させる様々な取組が行われています。本レポートは、豪州の代表的なネットビジネス事業者の取組事例がまとまった形で公開されたものであり、ネットモール事業者には参考になるものといえます。

出所：ACCC のプレスリリース

<https://www.productsafety.gov.au/news/acccs-product-safety-pledge-improves-consumer-safety-online>

## ○EU が一般製品安全規則の審議状況に関する中間報告を公表

(2021 年 11 月 19 日 EU 理事会)

欧州連合(EU) 理事会は昨年 11 月 19 日、一般製品安全規則(General Product Safety Regulation)の審議状況に関する中間報告を公表しました。これによると、法案の方向性については EU 加盟国から概ね同意が得られているものの、その内容にいくつかの懸念点が示されています。

一般製品安全規則は、2002 年に施行された現行の一般製品安全指令に代わるもので、AI や IoT など新技術がもたらす新たな課題への対応や、オンライン販売への規制強化などを盛り込んだものです。昨年 6 月 30 日に欧州委員会から法案が公表された後、EU 理事会の消費者保護・情報作業部会において 11 月 25 日時点で 9 回の審議が行われています。

この過程において、法案に関し、以下の懸念点が示されています(暫定的なものを含む)。

### < 懸念点の要旨(一部) >

- ・IoT 機器や「修理する権利」を意識して新たに盛り込まれる「相互接続」、「修理」、「改修」といった用語については、より明確な定義が求められるのではないか
- ・オンライン販売や市場監視の強化に関しては関連法令との整合をより厳密に図るべきではないか
- ・製造業者を含む事業者が事故情報の把握後 2 営業日以内に報告を行うことを定めた規定(19 条)は「(期間が) 短すぎる」のではないか
- ・情報過多を避けるため、RAPEX(食品、飼料、医薬品、医療機器等を除く製品の緊急警告システム)を通じた情報共有は、重大なリスクに関するもののみに限定するべきではないか

報告書の「結論」によると、法案は今後も作業部会で審議が続けられ、内容の複雑性などを鑑みると、EU 理事会としての最終結論が出るのにはさらに時間を要するとされています。

一方で、2020 年 1 月末に EU を離脱した英国においても、製品安全規制の改正に関する議論が行われています。英国製品安全基準局(Office for Product Safety and Standards : OPSS)は昨年 11 月 11 日、英国の EU 離脱は同国における製品安全規制を大胆に見直す好機であるという考えを公文書において明らかにしました(出典末尾)。具体的にどのような規制改革を行うかまでは明らかにされていませんが、今後英国における製品安全規制が EU のものとは異なる可能性を政府機関が示したものだといえます。

こうした状況を踏まえ、EU および英国における製品安全規制の改正に関する議論について、引き続き注視が必要といえます。

出所：EU による一般製品安全規則の改正案に関するプログレスリポート

[https://insightplus.bakermckenzie.com/bm/attachment\\_dw.action?attkey=FRbANEucS95NMLRN47z%2BeOgEFCt8EGQJsWJiCH2WAUTleh6%2BAJHrj1aXqG1NG7X&nav=FRbANEucS95NMLRN47z%2BeeOgEFCt8EGQbuwypnpZjc4%3D&attdocparam=pB7HEsg%2FZ312Bk8OIuOIH1c%2BY4beLEAehkZYEK3Xov0%3D&fromContentView=1](https://insightplus.bakermckenzie.com/bm/attachment_dw.action?attkey=FRbANEucS95NMLRN47z%2BeOgEFCt8EGQJsWJiCH2WAUTleh6%2BAJHrj1aXqG1NG7X&nav=FRbANEucS95NMLRN47z%2BeeOgEFCt8EGQbuwypnpZjc4%3D&attdocparam=pB7HEsg%2FZ312Bk8OIuOIH1c%2BY4beLEAehkZYEK3Xov0%3D&fromContentView=1)

英国 OPSS による意見募集への回答に関する報告書

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1035916/uk-product-safety-review-call-for-evidence2.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1035916/uk-product-safety-review-call-for-evidence2.pdf)

## 連載 近年の品質不正事例に関する検討（第4回）

本稿では、近年の製造業の品質不正事例を振りかえり、議論になることの多い問いに答えるかたちで事例の分析を行い、その原因や再発防止策などについて考えています（食品の事例を除く）。

最終回の今回は、品質不正の対策について考え、総括を行います。

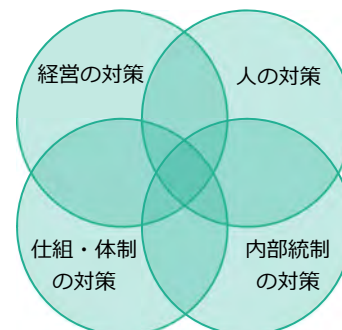
### Q14 事例に共通した再発防止策はどのようなものでしょうか？

これまでに取り上げた品質不正事例が発生した企業の第三者委員会による調査報告書をみると、各企業の個別の事情を除けば、再発防止策も共通したものが謳われています。これらについても整理すると、以下のように4つに大別できると考えられます。

|           |                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 経営の問題への対策 | 経営幹部の意識改革、風土改革、実態に即した事業運営、コミュニケーションの強化等                   |
| 人的問題への対策  | コンプライアンス意識の醸成やそのための教育、品質保証に関する教育、組織のタコツボ化防止、適切な人事ローテーション等 |
| 仕組・体制上の対策 | 品質保証体制の強化、組織やけん制体制の見直し、品質保証に関わるリソースの強化、技術的な検査データ改ざん防止等    |
| 内部統制上の対策  | リスク管理そのものの見直し、監査の強化、内部通報制度の見直しと強化等                        |

以下ではこれら4項目について、各社の調査報告書で述べられている内容を中心に見ていきます。

なお、第2回でも述べたように、これらは独立した事項ではなく相互に関連しあっていることを念頭におく必要があります（右図）。



### Q15 経営の問題への対策のポイントはどのようなものでしょうか？

経営面の対策としていずれの企業にも共通して挙げられているのは、経営幹部の意識改革、風土改革、実態に即した事業運営、コミュニケーションです。

この中で風土改革は、企業全体に関わるとともに時間のかかる課題であり、最も重要と考えられます。

企業にとってあるべき風土や意識（ここでは品質に関するものにフォーカスします）とはどのようなものでしょうか。

2018年3月、日本取引所は、企業の品質不正も含め不祥事が多発していることを受けて、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル\*1」を策定しました。

本プリンシプルでは、経営陣、とりわけ経営トップによるリーダーシップの発揮が重要であるとして6つの原則を示していますが、この中には、「ステークホルダーへの誠実な対応や、広く社会規範を踏まえた事業運営」（原則1）、「現場と経営陣の間の双方向のコミュニケーション」（原則3）など、あるべき風土にもつながる事項が含まれています。

また、品質不正を契機に定められたものではありませんが、日本経済団体連合会は2017年11月に「企業行動憲章」（第5改定版）\*2 を発表しています。その前文では、「関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく」としており、「公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。」（原則2）や「消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。」（原則5）など、品質不正を起こさないという意識付けにつながる事項も述べられています。

目指す風土は各企業それぞれですが、その基本となる部分はこれらの原則が参考になるでしょう。

では、このような風土を醸成するためには、どのようにすればよいのでしょうか。企業風土は一朝一夕に作られたものではありません。このため、各社の調査報告書でも決め手と言える施策が述べられているわけではなく、経営幹部からの繰り返しのメッセージの発信や、意識付けのため活動、教育などの施策が提言されるに留まっています。つまり風土改革は、経営幹部が主体となって、様々な活動を通じて継続的にやっていくしかないでしょう。

なお、企業の風土・文化の改革は経営陣が主導しなければならない問題であることは論を待ちませんが、これを経営のみの問題と片付けてしまうと、風土改革は進まないと考えられます。

風土改革を進めるには、その企業に属する従業員全てが、風土改革を「自分ごと」として捉えることが必要です。そのためには、例えば、自らの責任や果たすべき役割を自分の職位の2階層上の視点で俯瞰して考えてみることは効果的です。また、中間管理職であったとしても、経営陣が主導する取組に連動する形で、自分の上、横、下の職位に対するコミュニケーションの活性化を図ること、違和感について口に出して言える環境を作ること、などを地道に実行していくことが大切でしょう。

#### Q16 人的問題への対策のポイントはどのようなものなのでしょうか？

人的問題への対策としては、組織のタコツボ化の防止、適切な人事ローテーションの実施、コンプライアンス意識の醸成やそのための教育、品質保証に関する教育の実施が挙げられます。

人事ローテーションを適切に行い、組織のタコツボ化を防ぐには、それらが実行できる仕組みや枠組みまで落とし込み、継続して行えるようにすること、また、それらが適切に運営されているかモニタリングしていくことなどが必要となります。

一方、実効性のある教育を実施することは多くの企業にとって、大きな課題と考えられます。

品質不祥事が発生した企業においても、コンプライアンス意識醸成のための教育や品質保証に関する教育は、繰り返し実施されていたでしょう。しかしそれが効果を発揮しなかったのは、社員が「やらされている」という感覚だったからでは無いでしょうか。

コンプライアンスや品質保証は、その“知識”だけでなく、むしろそれ以上に、これらを“自分ごと”としてとらえ、取り組むことが大切だと思います。そして、企業に所属する一人一人に“自分ごと”として主体的に取り組んでもらうためには、自分たちで「コンプライアンスとは何なのかについて実際に考えることが必要\*3」であり、そのためには、「社員が議論に参加して、意見を交換するというプロセス\*4」を取り入れることが肝要だと考えられます。

なお、こうした議論には、企業の不祥事や社内不正事例を取り上げ、グループディスカッション形式で評価・検討を行うケースメソッドによる研修（下表の例）も効果的だと考えられます。

|     |                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------|
| 例 1 | 公開されている他社不祥事を題材として、原因究明の結果や予防策・再発防止策の評価を実施するとともに、自社・自部門にあてはめて課題を明確化する。 |
| 例 2 | 社内の不正事例を取り上げ分析することによって、自部門における社内不正リスクを洗い出し、具体的な不正防止対策を検討する。            |

#### Q17 仕組・体制上の対策のポイントはどのようなものでしょうか？

仕組・体制上の対策は、品質保証体制の強化が核となります。また、それを実現するためには、品質保証に関わるリソースの強化や、よりテクニカルには技術的な検査データの改ざん防止等が必要となります。

品質保証体制の強化の柱となるのは、三つのディフェンスライン\*5、いわゆる三線ディフェンスの品質保証体制への適用です。

これは、第 1 のラインとして、業績に対する責任を持つ事業部門等が日々の業務の中で管理し、それを業績に対する責任から隔離された品質保証部門（第 2 ライン）がけん制と支援を行い、さらに第 1、第 2 ラインから独立した立場の監査部門（第 3 ライン）が全社的な品質リスク管理体制の有効性を確認する、という体制になります。

三線ディフェンスの構築に当たっては、品質保証に携わる人員のプロフェッショナル化も必要となります。これは、品質保証部門（第 2 ライン）と事業部門（第 1 ライン）との間の人事ローテーションを行うと同時に、第 2 ラインから第 1 ラインへの人員の還流も行うことで、品質保証に関わる人員のプロフェッショナル化を図るということです。

2018 年 3 月に日本アルミニウム協会が策定した「品質保証に関するガイドライン\*6」には、「不備・不適切な事例を発生させない仕組」（第 2 項）として、三線ディフェンスだけでなく、試験・検査の信頼性向上や、品質・技術レベルにおける実態と取決めの整合性の確保等、具体的な施策が記載されており、業種を問わず参考になると考えられます。

なお、ディフェンスラインを構築しても、それが有効に機能しなければ意味がありません。有効に機能するためには、上述した組織風土や教育、以下に述べる内部統制の視点等も合わせて改善・強化する必要があるでしょう。

#### Q18 内部統制のポイントはどのようなものでしょうか？

内部統制は幅広い概念ですが、ここでは本稿の主題である品質不正と関連する部分に絞って眺めていきます。

企業における不正を内部統制の観点からみると、そのポイントは“条件さえ整えばどんな企業でも不正は必ず起きる”という前提にあると考えられます。

どの企業においても、品質不正が大きなリスクであることは認識しているでしょう。しかし、品質不正の重大性は認識していても、不正は必ず発生するとの前提で対処している企業は少ないのではないのでしょうか。

“条件さえ整えば品質不正は必ず発生する”という前提に立てば、発生する可能性をどうす

れば抑えられるか、発生した場合にどうすれば早期に発見できるか、という形へと落とし込むことが可能となります。そうすれば、発生可能性を抑えるために風土改革やけん制の強化などの対策を取るでしょうし、不正やその兆候を早期に発見するために監査や内部通報の強化・充実を図ることになります。

監査（三線ディフェンスでは第3ラインに当たります）を行うに当たっては、粗探的な評価ではなく指導に重点をおくことが肝要ですが、一方で、例外を許容しない、すなわち不正を隠したら厳しく罰するという姿勢も大切です。

内部通報については、「非常識だと感じたことや、企業倫理に反すると考えたことなどがあれば、たとえ明確な証拠がない場合であっても通報する\*7」よう理解してもらうことが重要です。合わせて、内部通報は、意図せず品質不正に巻き込まれ処罰の対象になってしまうといった不利益を避ける、すなわち「企業の損失回避だけではなく、従業員の自分の安全のため\*8」でもあることを理解してもらうことも必要でしょう。

## 終わりに

品質不正を起こさないための基本は、仕組を強化し、仕組で抑えることだと考えられます。しかし、品質不正が発生していない企業の仕組がすべて、100%抜け漏れの無いものであるとは限りません。このような企業は、仕組が良く考えられているだけではなく、その企業の人たちが、「企業は社会と共生できるからこそ存在価値が有る\*9」と考えることのできる組織風土を育てているからではないでしょうか。

どんな仕組を作ってもその企業に属する人たちの意識や企業文化、風土が歪んでいれば品質不正は起こってしまうと考えられます。企業の風土と仕組の両方を満足してこそ、品質が維持され、品質不正の発生が抑止されるのです。

本稿では、近年の製造業の品質不正事例を振りかえり、背景や原因、未然防止策について考えてきました。

品質不正が発生してしまった事例を他山の石として、自社や自分のあるべき姿を改めて見つめ直し、かつて世界一と称された日本製品の品質を高めて行ってもらいたいと思います。

\*1 : <https://www.jpx.co.jp/news/3030/nlsgeu0000031h0x-att/preventive-principles.pdf>

\*2 : <https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html>

\*3 : 國廣正「それでも企業不祥事が起こる理由」日本経済新聞出版 p112 2010 年

\*4 : 國廣正 上掲書 p112 を元に弊社にて加筆

\*5 : 経済産業省 第8回 CGS 研究会「事務局説明資料（グループガバナンスにおける「守り」の論点について②）」p34 2018 年、などを参考

\*6 : [https://www.aluminum.or.jp/files/quality\\_guideline.pdf](https://www.aluminum.or.jp/files/quality_guideline.pdf)

\*7 : 山口利明「不正リスク管理・有事対応」有斐閣 p173 2014 年

\*8 : 山口利明 上掲書 p174 を参考に弊社にて加筆

\*9 : 山口利明 上掲書 p223

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

## MS &amp; AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

## 【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

## PL Masterメニュー

## I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

## II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

## III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

## IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

## V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (pl\_interrik@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2022